

観光資源コンテンツ化事業委託仕様書

1. 業務名

観光資源コンテンツ化事業委託

2. 業務の目的

訪日リピーター（日本への訪日経験がある層）を主な対象として、英虞湾の環境変化に適応する志摩の海の営みと御食国の食文化を一体的に体験できる観光コンテンツを造成・販売試行を行うことで、地域への関心を高め、志摩市への来訪を促すことを主眼とする。併せて、観光コンテンツのセット購入が可能な整備や秋冬等の閑散期を含めた通年での集客を実現することで、地域周遊の促進と地域経済への裨益拡大を図ることを目的とする。

3. 業務期間

契約日から令和9年1月31日

4. 履行場所

志摩市 地内

5. 業務内容

本業務は、業務の目的を達成するため、英虞湾を舞台とした「海洋環境の変化に適応する地域の挑戦」と「御食国としての食文化」をテーマに、地域に根付いたストーリー性のある体験コンテンツの造成・販売試行を行う。なお、業務の詳細は次に掲げるものとする。

(1) 旅行商品の企画・造成

- ・英虞湾を「知る・巡る・味わう」の3要素で構成される、半日単位の体験コンテンツ商品の企画設計から、関係機関との調整、催行条件の確認を行い、9月までを目安に商品を3つ造成する。造成する商品は、①水産事業者と連携した商品、②クルーズ商品、③ガストロノミー商品の3商品とする。
- ・市内DMOと密に連携し、地域事業者とのコンテンツ内容や受入条件の調整を行う。
- ・造成した商品は、単体販売だけでなく、セット購入が可能な商品構成とし、閑散期でも対応可能なコンテンツの提案により、通年型コンテンツとして事業終了後も継続販売できるよう、満足度の高い商品を整備する。

(2) 販売体制の構築及び販売試行

- ・9月までに旅行会社向けセールスツールや、OTA向け掲載情報票、タリフなどを整備し、販売環境を整える。また、ガイドや受入事業者が一定水準で説明できるよう、

ストーリー台本を作成する。

- ・販売事業者が、造成された商品を円滑に販売できるよう、10月までに販売体制の構築及び基盤整備を行い、来年度以降の継続的な販売体制を見越して地域 DMC と連携した販売試行を行う。また、販売試行に伴う、旅行商品の販売管理、予約受付及びクレーム対応等を行う。

(3) FAM ツアー招聘と商品情報発信

- ・台湾の旅行会社や DMC などを対象として 10 月に 4 社の FAM ツアーを実施する。また、FAM ツアーにて得られた意見を基に、12 月までに商品クオリティの向上のための提案を行う。
- ・12 月までにインフルエンサーを活用し、訪日リピーターに向けた商品情報の発信を行う。

(4) 海外への販路拡大

1 月までにターゲット地域である台湾市場に向けて、志摩市が設置するレップとの連携を図り、旅行会社の商品採用の可能性を高める。欧米市場に向けては国内 DMC 等への営業を行い販路拡大に繋げる。

6. 業務工程表等の作成

受託者は、業務着手時に次に掲げる書類を作成し、発注者に提出すること。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務工程表

7. 打ち合わせ協議

- (1) 業務における協議及び打ち合わせは、業務着手時及び業務完了時に行うほか、発注者が必要と認めた場合は、随時行うものとする。また、地域事業者等との緊密な関係構築及び迅速な合意形成、及び現地における商品造成のサポートを図るため、受託者は旅行商品の造成までは原則として月に 1 回程度、志摩市へ赴き、発注者及び関係団体・地域事業者等との対面による協議、現地調査等を行うものとする。造成後は、必要に応じて志摩市へ赴き、協議・調査を行うものとする。なお、これに伴う旅費及び交通費等の経費は受託者の負担とし、委託料に含めること。
- (2) 協議及び打ち合わせに関する資料は受託者が準備するものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。
- (3) 協議及び打ち合わせの内容については、その都度受託者が記録簿を作成し、発注者と相互に確認するものとする。

8. 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとし、すべて電子データで納品するものとする。

- (1) 委託業務完成報告書
- (2) 事業実績報告書（委託料に係る収支明細書含む）
- (3) 協議（打ち合わせ）記録簿
- (4) ツアー販売実績報告書
- (5) その他、発注者が必要とする報告資料、関係データ一式

※成果物の内容、様式については、発注者と協議のうえ決定するものとする。

9. 納期

成果品の納期については、令和9年1月31日までに提出するものとする。

10. 完了検査

受託者は、本業務の完了時に発注者の実施する完了検査を受けるものとし、検査合格をもって本業務の完了とする。

11. 業務遂行上の留意事項

- (1) 本業務は、発注者及び関係団体等との密接な連携及び協議に基づき遂行すること。
- (2) 業務の遂行に当たっては、発注者及び関係団体等との協議並びに発注者への進捗状況の報告を迅速かつ正確に行うことができる体制を整備すること。
- (3) 商品の販売体制の構築、販売試行及び情報発信に当たっては、デジタル媒体や既存の旅行・交通サービスとの連携に努め、販路拡大及び利用者の利便性向上を図ること。

12. 本事業の財源

本事業は、観光庁補助金「観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業」を活用して実施するものであるため、受託者は、事業の遂行にあたり次の事項に留意すること。

- (1) 本業務の実施実態や成果を証明する記録（実施報告書、制作物、実施状況がわかる写真等）及び、志摩市との契約・請求に関する証憑書類を整理し、事業完了する日の属する年度終了後5年間（令和14年3月31日まで）、適切に保管しなければならない。また、国や市による実地調査等が行われる場合には、必要に応じてこれらの資料の提示や説明等に協力しなければならない。
- (2) 補助金の活用に伴う各種制限（事業内容の大幅な変更等）について、疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議し、その指示に従うものとする。

13. その他

(1) 再委託等の制限

受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

また、業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

(2) 業務の履行に関する措置

受託者が本仕様書に定める「業務内容」または「業務遂行上の留意事項」等に反し、改善がなされない場合は、契約書の定めに基づき、本業務の委託を解除することができるものとする。

(3) 権利義務の譲渡等

受託者は、この契約により生じる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承してはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合はその限りではない。

また、受託者は委託業務に係るすべてについて、発注者の承諾を得ずに第三者へ公表し、貸与し、または使用させてはならない。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務（業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせた場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、契約の終了後も同様とする。

(5) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、志摩市個人情報保護条例（平成16年志摩市条例第9号）を遵守しなければならない。

(6) 著作権

本業務により作成された成果物（写真、動画、台本等）の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、発注者に帰属する。

(7) 疑義等

この仕様書及び契約書に定めのない事項並びに本業務に疑義が生じた場合は、その都度、発注者及び受託者が誠意をもって協議し、処理するものとする。なお、受託者の一方的な解釈により処理してはならない。